

6月定例会議 一般質問

1 「戦争法案」と、日米共同訓練について

安倍政権が戦後最長の95日間も国会を延長してまで押し通そうとしている「平和安保法制」は、「海外で戦争する国」に日本をつくりかえる戦争法案です。「戦争法案」には3つの大問題があります。1つは日本がどこからも攻撃を受けていないのに、集団的自衛権を発動し、米国とともに、海外での武力行使に乗り出すことです。2つはこれまで政府が「戦闘地域」としてきた場所にまで自衛隊を派兵して軍事支援をおこなうこと。3つは、PKO法改定で、実際に戦乱が続いている地域の治安維持活動に自衛隊を派兵させることです。これらによって「殺し殺される」危険が決定的に高まります。

「戦争法案」は、従来の憲法解釈の根本を180度転換する立憲主義の破壊であり、憲法9条の破壊に他なりません。国会論戦の中でこの問題が浮き彫りになり、「戦争法案」反対の声は、憲法学者だけでなく、学者、法律家、弁護士、演劇人、労働者、女性、青年など広範に広がっています。マスメディアの世論調査でも、「反対」が58%（共同通信）、今国会で成立させる「必要がない」が65%（朝日）など圧倒的です。日本共産党は、「違憲性」「国民世論」からみても、ただちに廃案、撤回するべきと求めています。国会論戦と国民的共同で、安倍政権を包囲し、この企てを阻止するため、戦後最悪の「戦争法案」反対の1点で広範な国民のみなさんと共同を広げ、たたかいぬきます。

そこで4点お聞きします。

1点目は、知事の「戦争法案」についての見解をお聞きします。

2点目は、「戦争法案」の中心ともいえるべき問題、集団的自衛権の行使について知事の見解を伺います。

3点目は今回の法案の「事態対処法」によって県の役割、責務がどう位置づけられるのか。どう変えられようとしているのか、お聞きします。

4点目ですが、滋賀県には大津市に自衛隊駐屯地、高島市にも饗庭野演習場があり多くの自衛隊員が活動されています。自衛隊員が戦争に巻き込まれる危険が強まります。憲法を順守する義務がある知事は、平和を願う140万県民の期待にしっかり応え、「戦争法案」に反対の意思を表明されることを強く求めるものです見解を伺います。

次に高島市の饗庭野演習場の日米共同訓練について伺います。4月16日発表の「平成27年度陸上自衛隊主要演習等の大要」によると、日本国内における米海兵隊との実動演習を中部方面隊管内で実施し、その際オスプレイの参加を「検討中」としています。高島市の饗庭野演習場でオスプレイを使った日米共同訓練の可能性が高まっています。

そこで知事に3点伺います。

1点目は防衛省に説明を求められたのか。情報はすべて県民に明らかにすることを求めるものですが、見解を伺います。

2点目は今年度饗庭野演習場で日米共同訓練がおこなわれれば、「戦争法案」を先取りする危険な演習になりかねません。饗庭野演習場の日米共同訓練に知事として反対を表明することを求めるものですが、見解を問います。

今年5月17日には、米海兵隊のMV22 オスプレイが、米ハワイ州の米軍でまたもや事故を起こし、海兵隊員2名が死亡する惨事になりました。にもかかわらず、在日米軍横田基地に6月4日は、普天間基地（沖縄県）配備の米海兵隊のMV22 オスプレイが飛来しています。3点目は県民の安全を守る知事として、県民を危険にさらすオスプレイが再び滋賀の空を飛ぶことのないよう中止を求めています。見解を問います。

2 次に特別支援学校について

特別支援学校について分割質問方式で教育長にお聞きします。特別支援学校は、全国で知的障害のある子どもたちを対象にしたものを中心に大規模化し、超過密の状態となっています。滋賀県でも平成15・25年の学校基本調査によると在籍児童生徒の増加率をみると特別支援学校では、1.77倍で、全国は1.39倍。増加率は全国トップです。

現在音楽室・図書室などの特別室を普通教室として転用、教室をパーティションで間仕切りをし、狭い教室での活動を余儀なくされている学校もあります。

また野洲養護学校では平成20年開校時191人でしたが、今年度368人、平成34年には428人と2倍を超えようとしています。現場からは「いくら教室を増やしても共有スペースは変わらない。校内の人口密度がたかくなることによって落ち着いて学習ができなくなる」との声があがっています。分離・新設は保護者・関係者の切実な願いです。

このような状況になった背景には、特別支援学校に現在、教育を保障するにふさわしい条件を整えるための国の基準がなく、どんなに過密になってもそれに歯止めをかけるルールさえないこと。「教育条件の整備」という教育行政の最大の仕事をあいまいにしてきたことに大きな原因があるといわざるをえません。政府のイニシアティブですみやかに具体化をはかり、障害のある子どもたちの教育条件の整備をするよう強く求めるものです。

今年3月策定された「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」でも、本県の現状と課題として、「湖南地域を中心に、引き続いての増加傾向が見られることから、さらなる対応策の検討が求められている」としています。障害がある子どもたちがきわめて劣悪な環境におかれている教育条件の改善を急ぐことが、障害者権利条約の立場からも看過できないと考えます。学校の新設を柱に、緊急計画を県が作成すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

次に医療的ケアの必要な児童生徒の通学支援についてお聞きします。

先日学校まで保護者送迎をされておられる医療的ケアを必要とする子どもさんのお母さんお二人から話をきかせていただきました。学校にいけば「子どものわずかに見せる表情や、小さな声にも先生方がその意味を見出してくださる。友達とのかかわりで自分の存在

を見出すんです。それが励みになっています」とおっしゃっておられました。こうした保護者の思いにこたえ、1日も早く通学が保障されるようつよく願うものです。

Aさんは、子どもの学校の送迎だけでなく、経管栄養など学校に行くまでの準備、帰宅すれば吸引器のそうじ、洗濯、夜間は吸痰（痰をとることですが、）や、体位交換で休む間もありません。安全に通学を保障するためにも、保護者にまかせるのではなく、県教育委員会の責任で対応すべきではないでしょうか。認識を問います。

昨年度は守山市で医療的ケアが必要な生徒を対象に看護師が事業者の車に同乗して登校するという実証実験がおこなわれ、期待が広がっています。その成果と課題、保護者・関係者への情報提供について見解を伺います。

今年度は保護者による送迎は46人と聞いています。平成25年11月にだされた「医療的ケア児童生徒通学支援研究会の中間まとめ」では、市町、事業所との連携、看護師の確保のために看護協会などの関係団体との意見交換、研修などの手立てを講じる必要があるとしています。こうした取り組みを県教育委員会が責任をもってされるよう求めるものですが、見解を伺います。

3 職員の定数について

職員の定数について、分割質問方式で総務部長にお聞きします。

滋賀県では、人口が年々増加し、行政需要が高まっています。一方、この間県は、「行政改革」により、広範な分野で県民の暮らしを支える県職員の数を減らしてきています。

ここ10年ほどの間で行政改革の取り組みとして、職員定数はどれだけ減らしてきたのか直近の一般行政部門の職員数を人口が類似する他県と比較すると、どうなのか、お聞きします。

たとえば、かけがえのない県民・子どもの命にも係わる、虐待相談件数は増加の一途をたどっています。こうした現場を担う子ども家庭相談センターの専門職種は必要数が確保されているのか、確保されていないのならばどのように考えているのかお聞きします。

労働基準法に係る「時間外労働の限度に関する基準」ではその限度を月45時間としていますが、厚生労働省が出している「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準では、発症前2か月間にわたって、1か月当たりおおむね月80時間を越える時間外労働が認められ場合はいわゆる過労死ラインとして業務と発症との関連性がつよいとされています。

そこで、県職員の平成26年度1年間で月80時間を越える時間外勤務を2か月間以上にわたっておこなった職場はあるのか、職員数は何人か、主な職場もお聞きします。

最後に知事に伺います。法令順守の立場はもとより、職員の健康管理、ワークライフバランスの観点からも職場から要求されている人員の確保が必要だと考えます。県民の願いにこたえるために職員を増やすこと。職員定数を増やす必要があるのではないかと問います。

4 子どもの医療費助成制度について

次に中学校までの医療費無料化を求めて1問1答ですべて知事に伺います。

①暮らしが大変な中、お金の心配をせず子どもたちをお医者さんに連れていける子どもの医療費助成制度の拡充は、子どもの貧困対策の一つとしても非常に大切です。3歳と5歳の子どもさんを持つ大津市内のお母さんは、「2か月に1度、歯医者さんに受診をして、歯石をとってもらおう。早めに治療をしてもらったりして助かっています。アトピーやぜんそくもあるし。小学校にあがって1部負担となれば、お医者さんにかかることは、やっぱりためらいます」と話されていました。知事は提案説明で、「子育てするなら滋賀」と思っただけのように述べておられましたが、子育て世代の強い要望に応えるために子どもの医療費助成制度について知事の認識を伺います。

②子どもの医療費助成制度は全国的に広がっています。厚生労働省が3月末に発表した調査では中学校卒業まで医療費無料の自治体は、この10年間で11自治体から103倍の1134自治体となっており、全自治体の65%に占めています。滋賀県は全国的に見ても遅れています。知事にはその認識はありますか。

③県下の市町でも、この数年で、子どもの医療費助成制度が急速に広がりました。滋賀県の同じ助成制度にとどまっている市町をあげてください。

④県内で、外来においては、小学校3年生までが2市、小学校卒業までが2市町、中学校卒業までが3市町、豊郷町においては昨年10月から高校卒業まで無料となりました。そのほかの市町においても、入院については、中学校卒業まで無料化が15の市町、小学校卒業までが1市、就学前までが2市となっています。同じ滋賀県に住んでいながら、格差が生まれています。その現状をどうみておられるでしょうか。見解を伺います。

⑤医療費無料化の拡充にあたっての障害となっているのが、国の国保会計への補助金のペナルティ問題です。わが党の小池晃参議院議員が4月14日に委員会で、「少子化対策に取り組む地方の努力の足を引っ張るものだ」と述べペナルティの廃止を求めました。与党の中でもペナルティの見直しを求める意見が国会の場でなされています。厚生労働大臣も子どもの医療費のあり方を検討する場の設置に触れて、ペナルティ問題も検討課題であることを認めました。さらにこうした動きを加速させるために国への働き明けをいっそう強めるべきではないでしょうか。見解を伺います。

⑥中学校卒業までの医療費無料化にするにはどのくらいの財源を必要とするのでしょうか。

⑦少子化対策をすすめる柱として、中学校卒業まで医療無料化を滋賀県が取り組むことを

強く求めるものです。